



鳥取県警察本部長告示 第 7 号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第104条の2第2項及び鳥取県公安委員会の事務の委任に関する規則（平成4年鳥取県公安委員会規則第1号）の規定に基づき、次のように聴聞を行うので公示する。

令和8年1月23日

鳥取県警察本部長

青山 真



聴聞の期日及び場所

令和8年2月10日 午前10時00分から

鳥取県鳥取市吉方温泉二丁目501番地1

鳥取県警察本部運転免許課